

平成22年 No.12

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に関する要項

制定理由

役員会の下に置く運営組織の再編に伴い，所要の制定を行うものである。

承認経過

平成22年 3 月 3 日 役員会 審議・承認

次に掲げる要項を別紙のように制定する。

平成22年3月4日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の
設置に関する要項

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、社会連携推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における産学連携活動及び地域連携活動を推進することにより、本学の教育研究活動の発展と社会貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産学連携に係る基本方針に関する業務
- (2) 民間等との共同研究・事業等の推進に関する業務
- (3) 受託研究の受入れの推進に関する業務
- (4) 産学連携に係る関係委員会等との連絡調整に関する業務
- (5) 地域連携事業の企画・立案及び連絡調整に関する業務
- (6) 人材育成事業及び生涯学習事業の企画・立案及び連絡調整に関する業務
- (7) その他社会連携を推進するために必要な業務

(組織)

第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名
- (2) 学長が委嘱する教員 若干名
- (3) 広報連携課長
- (4) 財務課長
- (5) 学務課長

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門)

第6条 推進本部に次の部門を置く。

- (1) 産学連携推進部門
- (2) 地域連携推進部門

- 2 部門の委員は、本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 部門に部門長を置き、第4条第1項の本部員のうちから学長が指名する。
- 4 部門長は、部門を総括する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部門に関し必要な事項は、推進本部が定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部広報連携課が処理する。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要項は、廃止する。
 - (1) 国立大学法人東京学芸大学産学連携推進本部要項（平成18年3月14日制定）
 - (2) 国立大学法人東京学芸大学地域連携推進本部要項（平成20年3月28日制定）

国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、情報基盤整備推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進本部は、東京学芸大学の情報基盤の整備を推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報化施策の企画・立案及び実施に関する業務
- (2) 情報化の推進及び運用に関する業務
- (3) 情報基盤の最適化と統制に関する業務
- (4) 情報セキュリティに関する業務
- (5) その他情報化推進に関する業務

(組織)

第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 情報化統括責任者（以下「CIO」という。）
- (2) 情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）
- (3) 情報処理センター教員 1名
- (4) 学長が委嘱する教員 若干名
- (5) 学長が委嘱する事務職員 若干名
- (6) 情報基盤課長

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長はCIOをもって充て、副本部長はCIO補佐をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 前条第1項第3号から第5号までの本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 推進本部は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第4条第1項の本部員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、教育研究支援部情報基盤課

が処理する。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）に置く情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報化統括責任者)

第2条 本学に、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

2 CIOは、本学の情報戦略の推進及び情報運用実務の遂行等を統括するとともに、本学の情報資産の適切かつ円滑な運用を図るものとする。

3 CIOは、理事（研究等担当）をもって充てる。

(情報化統括責任者補佐)

第3条 本学に、情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置く。

2 CIO補佐は、専門的知見をもってCIOを補佐するものとする。

3 CIO補佐は、情報処理センター長をもって充てる。

(要項の改廃)

第4条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第5条 この要項に定めるもののほか、CIO及びCIO補佐に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。